

(注) 府県からの修正意見や評価コメントを全て反映しきれていない暫定版

資料 1

平成 28 年度高浜地域における合同原子力 防災訓練

未定稿

実施成果報告書

平成 28 年 月

内閣府 (原子力防災担当)

福井県

京都府

滋賀県

関西広域連合

目 次

はじめに エラー! ブックマークが定義されていません。

第1節 平成28年度原子力防災訓練の概要エラー! ブックマークが定義されていません。

1 目的	3
2 実施時期	3
3 防災訓練の対象となる事業所.....	3
4 実施場所等	3
5 参加機関	3
6 実施概要	5

第2節 平成28年度原子力総合防災訓練の評価..... 6

1 評価目的	6
2 評価要領	6
3 訓練評価の概要.....	6

第3節 訓練項目ごとの細部実施要領及び評価..... 6

1 国及び関係地方公共団体の訓練.....	6
1. 1 緊急時体制確立訓練..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
1. 2 高浜オフサイトセンター運営訓練.....	6
1. 3 緊急時モニタリング実施訓練 エラー! ブックマークが定義されていません。	
2 関係地方公共団体が参加主体となる訓練.....	15
2. 1 P A Z及び予防避難エリア内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練	18
2. 2 P A Z及び予防避難エリア内住民の避難等実施訓練	21
2. 3 U P Z内住民の屋内退避実施訓練.....	24
2. 4 U P Z内一部住民の一時移転実施訓練.....	25

第1節 平成28年度原子力防災訓練の概要

1 目的

高浜地域における合同原子力防災訓練は、原子力災害の**防災**体制を検証することを目的として、原子力緊急事態を想定して、国、福井県、京都府、滋賀県及び関西広域連合が合同で実施する訓練である。

平成28年度の合同原子力防災訓練は、以下を目的として実施した。

- (1) 国、地方公共団体における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画について、実効性の検証、訓練結果から教訓事項を抽出、緊急時対応等の改善
- (3) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

平成28年8月27日(土) 8:00～15:00

3 防災訓練の対象となる事業所

関西電力株式会社高浜発電所

4 実施場所等

福井県庁、京都府庁、滋賀県庁、関西広域連合広域防災局(兵庫県庁)、福井県高浜原子力防災センター、福井県高浜町、おおい町、**小浜市**、若狭町、京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町、伊根町、滋賀県高島市、兵庫県宝塚市、三田市、丹波市 等

5 参加機関

5.1 指定行政機関等

内閣府、海上保安庁、防衛省、原子力規制庁 等

5.2 指定地方行政機関等

中部管区警察局福井県情報通信部、気象庁福井地方气象台、気象庁彦根地方气象台、気象庁京都地方**气象台**、海上保安庁第八管区海上保安本部、同美保航空基地、敦賀海上保安部、小浜海上保安署、陸上自衛隊中部方面総監部、陸上自衛隊第10師団司令部、陸上自衛隊第1ヘリコプター団、陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、陸上自衛隊第7普通科連隊、陸上自衛隊第3特殊武器防護隊、陸上自衛隊第3戦車大隊、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、海上自衛隊第23航空隊、航空自衛隊第6航空団、自衛隊福井地方協力本部

5.3 地方公共団体等

福井県、京都府、滋賀県、関西広域連合、福井県高浜町、おおい町、**小浜市**、若狭町、**敦賀市**、**美浜町**、**越前市**、**鯖江市**、**越前町**、**その他福井県内各市町**、京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町、**八幡市**、滋賀県高島市、

京都府八幡市、兵庫県、兵庫県宝塚市、三田市、滋賀県長浜市、徳島県

福井県警察本部、**小浜警察署**、敦賀警察署、京都府警察本部、舞鶴警察署、綾部警察署、宮津警察署、南丹警察署、滋賀県警察本部、兵庫県警察本部、宝塚警察署、三田警察署、丹波警察署

若狭消防組合消防本部、敦賀美方消防組合消防本部、福井市消防局、**その他**福井県内各消防本部、若狭消防組合高浜消防団、若狭消防組合おおい消防団、若狭消防組合上中消防団、舞鶴市消防本部、舞鶴市東大浦消防団、舞鶴市西大浦消防団、綾部市消防本部、綾部市消防団、宮津与謝消防組合消防本部、湖北地域消防本部、高島市消防本部、宝塚市消防本部、三田消防本部

福井県教育委員会、高浜町教育委員会、小浜市教育委員会、若狭町教育委員会

5. 4 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

5. 5 訓練対象原子力事業者

関西電力株式会社

5. 6 その他

(一社) 福井県医師会、日本赤十字社福井県支部、(公社) 福井県診療放射線技師会、(一社) 福井県薬剤師会、福井県立病院、福井赤十字病院、国立病院機構敦賀医療センター、市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院、地域医療機能推進機構若狭高浜病院、公立丹南病院、越前町国民健康保険織田病院、レイクヒルズ美方病院、広島大学、福井県透析施設ネットワーク、日本赤十字社京都府支部、福知山市民病院、舞鶴赤十字病院、**(医) 医誠会**、綾部市立病院、(一社) 京都府薬剤師会、(一社) 与謝医師会、(公社) 京都府放射線技師会

(福) 友愛会、(福) 松寿会、(医) 明峰会、(福) 敬仁会、(福) ふくい福祉事業団、(福) 光道園、高浜町社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、若狭町社会福祉協議会、美浜町社会福祉協議会、特別養護老人ホーム長寿苑、**(社福) まいづる福祉会**、**(社福) 長雲福祉会平保育園**

(公社) 福井県バス協会、**中日本高速道路(株)金沢支社**、**西日本高速道路(株)関西支社**、**その他バス事業者**、**(一社) 福井県トラック協会**、**西日本電信電話(株)福井支店**、**(株)NTTドコモ北陸支社**、**北陸地方非常通信協議会**、**(株)パロー**、福井県無線漁業協同組合、福井県漁業協同組合連合会、敦賀市漁業協同組合、美浜町漁業協同組合、若狭三方漁業協同組合、大島漁業協同組合、若狭高浜漁業協同組合、河野村漁業協同組合、小浜市漁業協同組合、雄島漁業協同組合、三国港漁業協同組合、三国港機船底曳網漁業協同組合、福井市漁業協同組合、越廼漁業協同組合、越前町漁業協同組合、日本原子力発電株式会社、関電プラント株式会社

5. 7 訓練参加数

参加機関 約150機関
参加人数 約9,180人

防災業務従事者（政府機関、地方公共団体等） 約2,000人

住民 約7,180人
[内訳] 福井県 約3,880人（うち避難者 約720人）
京都府 約3,300人（うち避難者 約400人）
滋賀県 UPZ内住民なし

6 実施概要

6.1 事故想定

平成28年8月27日、関西電力榑高浜発電所3号機が定格熱出力一定運転中、若狭湾沖における地震発生により外部電源が喪失し原子炉が自動停止するとともに、全交流電源が喪失。その後原子炉冷却材が漏えいし、かつ非常用炉心冷却装置による注水不能により、全面緊急事態となる。

さらに事態が進展して放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。
(4号機は、地震発生により外部電源が喪失し原子炉が自動停止した後、発生した直流電源系統の不具合を復旧し低温停止に移行、安定となる)

6.2 主な訓練内容

- (1) 災害対策本部の設置・運営等の初動対応訓練
- (2) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けた実動訓練
- (3) 避難退域時検査実施訓練及び安定ヨウ素剤配布訓練
- (4) 避難先施設における受入訓練 等

6.3 訓練の流れ

訓練目的を踏まえ、主に下記の点に着目し訓練を実施した。

(1) 避難のための実施方針等に係る意思決定訓練

- ① 原子力事業者から原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第10条通報（施設敷地緊急事態）、原災法第15条通報（全面緊急事態）及びOIL2に基づく避難等を実施するための情報共有、意思決定等について、オフサイトセンターにおける合同会議により実施。
- ② 意思決定の際には、事態の進展に応じた防護措置の実施方針等を用いて、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施。

(2) 全面緊急事態等を受けた実動訓練

- ① 施設敷地緊急事態や全面緊急事態を受けて、福井県及び京都府では、民間輸送機関、自衛隊等の実動組織の支援を受けつつ、PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の要支援者及び住民の避難等を実施。
- ② 放射性物質の放出を想定して、OILの基準に基づき、国及び地方公共団体の連携・調整の下、UPZ内の住民、入院患者等について、屋内退避を実施し、その後

の一時移転、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難退域時検査等を実施。

第2節 平成28年度原子力防災訓練の評価

1 評価目的

平成28年度原子力防災訓練において、国、地方公共団体等が事態の進展に応じて行う応急対策業務等に係る活動状況の評価することにより、防災体制の実効性の確認及び「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証並びに改善等に資することを目的として、訓練評価を実施した。

2 評価員の要件

原子力防災に関する知見、実務経験又は訓練評価経験等を有する者をもって評価員を構成した。

3 評価方法

自己評価、外部評価により、原子力防災に係る組織体制や本訓練の訓練計画等に対する評価を実施した。

- ① 自己評価は、各訓練拠点の訓練参加者（訓練参加住民含む。）のアンケートや聞き取りにより訓練における課題、改善点等を抽出した。
- ② 外部評価は、訓練評価専門官（内閣府）及び原子力防災専門官（内閣府）により一部の訓練について訓練参加者の活動を観察等により訓練における課題、改善点等を抽出した。

第3節 訓練項目ごとの細部実施要領及び評価

1 国、関係地方公共団体共通の訓練

1. 1 高浜オフサイトセンター及び関係府県等災害対策本部運営訓練

1. 1. 1 目的

原災法第12条第1項で規定する緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター（以後、OFC と言う。））の運営訓練及び、参加各府県原子力災害対策本部等、参加各市町原子力災害対策本部等の設置・運営等の訓練を行う。

1. 1. 2 参加機関

内閣府、福井県、高浜町、おおい町、小浜市、若狭町、京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町、八幡市、滋賀県、高島市、滋賀県長浜市、海上保安庁、防衛省、原子力規制委員会、関係地方公共団体、関西電力株式会社 等

1. 1. 3 訓練内容

(1) 現地事故対策連絡会議の運営

施設敷地緊急事態発生に伴い、原子力防災専門官が中心となり、各機能班等の参加者を統括し、初動対応を開始するとともに、関係機関間の情報共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催する。

(2) 原子力災害現地対策本部の設置・運営

全面緊急事態発生後は、内閣府大臣政務官（原子力防災）を本部長、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）を事務局長とする原子力災害現地対策本部を設置して、現地対応の総合調整に係る本部運営を行う。

（３）原子力災害合同対策協議会の設置・運営

全面緊急事態の発生を受け、国、関係地方公共団体、実動部隊等は、相互の情報共有、緊急事態応急対策の調整、意思決定等を行うため、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を開催する。

（４）府県原子力災害対策本部、参加各市町災害対策本部の運営

府県知事等を本部長とする府県原子力災害対策本部、関係市町長等を本部長とする市町原子力災害対策本部の運営を行う。

1. 1. 4 訓練実施成果

（１）現地事故対策連絡会議の運営

8：00の原災法第10条通報を受け、8：10に第1回現地事故対策連絡会議を開催し、参集した原子力規制庁等現地職員、関係府県及び関係市町職員に対し、同通報の内容、プラントの状況、国からの避難要請等について情報共有した。また、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認し、避難の対象施設及び対象者数、避難先・避難ルート、移動手段の確保状況等を確認した。

8：50前に内閣府大臣政務官（原子力防災）をはじめとする国の職員が到着し、状況報告を実施した。

（２）原子力災害現地対策本部の設置・運営

8：55の原災法第15条通報後の全面緊急事態では、内閣府大臣政務官（原子力防災）を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置した。

（３）原子力災害合同対策協議会の設置・運営

①PAZ及びPAZ圏内に準じた避難を行う地域住民の避難等

国、関係地方公共団体、実動部隊等は、原子力災害合同対策協議会を設置して、9：10に第1回目の会議を開催し、先に決定した全面緊急事態における防護措置の実施方針を確認した。併せて、関係府県、関係市町の対応状況について情報共有した。

14：00に第3回原子力災害合同対策協議会を開催し、PAZ及びPAZ圏内に準じた避難を行う地域住民の避難状況を確認した。

②UPZ内一部住民の一時移転

初めてOIL2超過が確認されてから約24時間経過後を想定し、9：35に第2回原子力災害合同対策協議会を開催し、UPZ内一部住民の一時移転について、対象地区数・対象者数、避難先・避難ルート、住民の移動手段の確保状況、安定ヨウ素剤の緊急配布等を確認し、一時移転等の実施方針（案）を決定した。

14：00に第3回原子力災害合同対策協議会を開催し、一時移転の実施状況について確認した。

③OFC各班の主要業務

(ア) 内閣府大臣政務官（原子力防災）到着前（情報収集・情報共有主体の活動）

総括班の原子力防災専門官を中心に、関係地方公共団体との通信系の確認、内外の情報収集等を主体とする活動を行った。住民安全班、実動対処班などその他の班は、関係府県及び関係市町の災害対策本部からの避難等における要請事項を確認するなどの活動を行った。

(イ) 内閣府大臣政務官（原子力防災）到着後（現地指揮所としての活動開始後）

内閣府大臣政務官（原子力防災）をはじめとする国の職員が到着し、OFCの体制が確立した以降は、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況等の把握とともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針の確認が行われた。これにより、各班が同実施方針に基づく防護措置の遂行に当たっての処置事項等を明確にして、現地対策本部長の指示の下、事務局長を中心として各班が有機的に業務を遂行した。

(4) 府県原子力災害対策本部、参加各市町災害対策本部の運営

①福井県

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づいた対策を実施するため、県庁内に県原子力災害対策本部、OFC内に県原子力災害現地対策本部を設置した。

(全面緊急事態)

原子力災害合同対策協議会に参画し、避難状況や対応状況について情報提供を図るとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づいて避難等に係る対応を実施した。

(OIL2超過)

原子力災害合同対策協議会にて決定されたOIL2超過における避難の実施方針に基づき、避難対象地区の一時移転に係る対応を実施した。

県内各市町（高浜町、おおい町、小浜市、若狭町）

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づいた対策を実施するとともに、国、県等と連携しOFCで防護措置等対策にあたるため、市町長、または副市町長を現地事故対策連絡会議の構成員及び各市町現地災害対策本部長として派遣した。また併せて、市町職員を市町現地災害対策本部連絡員及び現地対策本部事務局の機能班としてOFCに派遣し活動を実施した。

(全面緊急事態)

OFCにおいて、原子力災害合同対策協議会に参画し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づいて防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、エリアメール等を活用した屋内退避等の指示の情報伝達を行い、屋内退避等を実施した。

(OIL2超過)

OFCにおいて、原子力災害合同対策協議会に参画し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、OIL2における防護措置の実施方針に基づいて、UPZ内対象地区の一時移転を実施した。

②京都府

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づいた対策の検討を実施するため、**防災監**を府現地災害対策本部長とし、**OFC**内に府現地災害対策本部を設置した。また、事態進展に備えて全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)を作成した。

(全面緊急事態)

原子力災害合同対策協議会に参画し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づいて避難等を実施した。

(OIL 2 超過)

OIL 2 超過における防護措置の実施方針(案)を作成し、原子力災害合同対策協議会にて同実施方針について決定し、対象地区の一時移転を実施した。

(ア) 舞鶴市

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づいた対策の検討を実施するとともに、国、府等と連携し **OFC** で防護措置等対策にあたるため、副市長を現地事故対策連絡会議の構成員及び舞鶴市現地災害対策本部長として派遣した。併せて、市職員を市現地災害対策本部連絡員及び現地対策本部事務局の機能班として **OFC** に派遣し活動を実施した。また、**P A Z** 圏内に準じた避難を行う地域の在宅重度避難行動要支援者について、放射線防護施設への受入れを実施した。

(全面緊急事態)

OFC において、原子力災害合同対策協議会に参画し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づいて防災行政無線、**防災メール**等を活用した屋内退避等の指示の情報伝達を行い、屋内退避等を実施した。

(OIL 2 超過)

OFC において、原子力災害合同対策協議会に参画し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、**OIL 2**における防護措置の実施方針に基づいて、**UPZ**内対象地区の一時移転を実施した。

(イ) 宮津市

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づいた対策の検討を実施するとともに、国、府等と連携し **OFC** で防護措置等対策にあたるため、副市長を現地事故対策連絡会議の構成員及び宮津市現地災害対策本部長として派遣した。併せて、市職員を市現地災害対策本部連絡員及び現地対策本部事務局の機能班として **OFC** に派遣し活動を実施した。

(全面緊急事態)

OFC において、原子力災害合同対策協議会に参画し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づいて防災行政無線、**防災メール**等を活用した屋内退避等の指示の情報伝達を行い、屋内退避等を実施した。

(OIL 2 超過)

OFC において、原子力災害合同対策協議会に参画し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、OIL 2 における防護措置の実施方針に基づいて、UPZ 内対象地区の一時移転を実施した。

(ウ) 綾部市

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づいた対策の検討を実施するとともに、国、府等と連携するために、現地事故対策連絡会議を TV 会議システムで視聴し、OFC での実施方針等の防護対策について情報収集を計った。また、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づいて、防災行政無線、広報車両等により、住民への屋内退避準備の情報伝達を実施した。

(全面緊急事態)

原子力災害合同対策協議会を TV 会議で視聴し、事態の進展や対応状況について情報共有を図るとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づいて防災行政無線、広報車等により、住民への屋内退避の情報伝達を実施した。

(OIL 2 超過)

原子力災害合同対策協議会を TV 会議で視聴し、避難状況や対応状況について情報共有を図るとともに、OIL 2 における防護措置の実施方針に基づいて、UPZ 内対象地区の一時移転を実施した。

③ 滋賀県

(施設敷地緊急事態)

原子力事業者からの通報を受け、災害対策本部を設置した。
災害対策本部本部員会議を開催し、事故状況、環境放射線、気象等の状況確認を行うとともに関係市との協議を踏まえ琵琶湖水モニタリング、住民への情報伝達、広報等の対応について協議を行った。
また、総合政策部長を OFC に派遣して現地事故対策連絡会議に参画し、国等との連携体制を確保した。

(全面緊急事態)

事故状況、環境放射線、気象等の状況確認を行うとともに広報、関係市に対する住民への情報伝達要請等の対応について協議を行った。
また、テレビ会議により原子力災害合同対策協議会に参画し、国等との連携体制を確保した。

(OIL 2 超過)

事故状況、環境放射線、気象等の状況確認を行うとともに広報、関係市に対する住民への情報伝達要請等の対応について協議を行った。

また、テレビ会議により原子力災害合同対策協議会に参画し、国等との連携体制を確保した。

(ア) 高島市

(施設敷地緊急事態)

災害対策本部を設置し、事故状況、環境放射線、気象等の状況確認を行うとともに一時滞在者への対応、住民への情報伝達、広報等の対応について協議を行った。また、テレビ会議により現地事故対策連絡会議に参画し、一時滞在者対応に必要な実動組織の支援要請を行った。

(全面緊急事態)

事故状況、環境放射線、気象等の状況確認を行うとともに住民への情報伝達、広報等の対応について協議を行った。また、テレビ会議により原子力災害合同対策協議会に参画し、国、県等との連携体制を確保した。

(OIL 2 超過)

事故状況、環境放射線、気象等の状況確認を行うとともに住民への情報伝達、広報等の対応について協議を行った。また、テレビ会議により原子力災害合同対策協議会に参画し、国、県等との連携体制を確保した。

【良好な事項】

【OFC】

- ・OFCにおいて、国及び3府県が合同で意思決定訓練を初めて実施したので、全体の流れを確認することができた。
- ・各府県の災害対策本部会議の動向を確認しつつ、短時間でTV会議の接続ができた。
- ・各会議体の実施について、会議資料の作成、出席者の確認等時間どおり開催できた。
- ・事態の進展に伴う情報収集に際して、機能班長会議の開催を行ったことにより、各班の活動内容の把握や意思統一が図られた。
- ・関係自治体からの応援要員等の参集時に、まず班内メンバーの役割分担を実施したことにより、スムーズな班内運営が行えた。
- ・PAZの避難状況、UPZの一時移転状況について、府県等と連携の上、正確に把握できた。
- ・県および関係市町現地対策本部において、避難住民数や、屋内退避を行った人数など避難状況を迅速に把握できた。
- ・原子力災害合同対策協議会后、速やかに県の現地災害対策本部会議を開催し、避難先や避難手段など決定された実施方針に基づく情報共有を実施した。

【福井県】

- ・県庁災害対策本部より、一斉通報FAX等を活用し、市町を含む関係機関に対する避難状況等の情報伝達を実施できた。
- ・県庁災害対策本部とOFC現地災害対策本部が、TV会議等を通じて避難先や避難手段などについて情報共有を図ることができた。

【京都府】

- ・指示文・公示文のFAX送付などの情報伝達訓練は、問題なく情報送受信ができ、予備の送信先も事前調整できた。
- ・FAX送信様式について、訓練前に事前に改良するなどの対策を行った。

【滋賀県】

- ・テレビ会議システムやOFCへの派遣職員を通じて県境を越えた避難等の広域的な防護措置の意思決定に参画する体制及び県と高島市等との連携体制を確認できた。
- ・UPZ内の山岳地帯にいる一時滞在者に対する広報手段及び広報内容への対応について確認できた。

【改善すべき事項】

【OFC】

- ・本訓練に先立ち、自治体の避難状況を把握するための様式を作成したが、関係自治体との事前調整が未実施であり、1回目の情報集約に時間を要した。関係自治体と効率的に情報を共有するためには、標準的な情報項目を明確化しておくことが必要。
- ・会議の開催時間を事前に設定していたにも関わらず、接続等の連携がスムーズにいか

かったことから、更なる習熟が必要。

- ・一時滞在者への対応に不安を感じる。登山者に対してヘリからの情報連絡が相応しいのか実証できるような、実効性のある訓練内容を考慮すべき。
- ・会議の時間以外に、TV 会議システムを活用した情報共有を検討すべき。
- ・広域の地震及び気象情報について、を気象庁とオフサイトセンターで情報共有する検証が必要。
- ・TV 会議システムの接続箇所が 30 箇所近くあったため、合同対策協議会の開催時にマイクスイッチが入ったままのところがあり、会議中に他の音声 flowed。
- ・会議資料の印刷についても、実際の事故の際には、関係府県、関係市町から届いた資料を、短時間で必要枚数を印刷する必要があり、具体的にどの様に分担して、どのコピー機を使用するかというところまで考慮する必要あり。
- ・OFC において原子力施設の最新情報が共有されるべきだが、会議資料や配布資料について、原子力施設の事故情報が全くなかった。
- ・ヘリが運航不能になった場合等への対応力を高めるため、実動部隊も含めた図上訓練を実施するなどの個別訓練も実施してはどうか。
- ・避難の際の参考情報として、予測的手法の活用がなかった。
- ・実動対処班用のビブスが高浜OFCには装備されていなかったため、美浜OFCに装備されているビブスを使用した。
- ・広域避難について調整する関西広域連合広域防災局（兵庫県）では、OFCの情報を得つつ、避難先市町との調整を行い、受入体制を整える必要があるため、TV 会議システムが必要であると感じた。

【福井県】

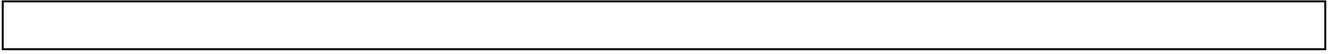
- ・悪天候時における輸送手段変更について、避難先自治体に連絡がなかった。

【京都府】

- ・関係機関におけるTV 会議システムの習熟。
- ・広報車や防災行政無線での周知に関し、住民から聞こえない、聞き取れないとの意見があったことから、周知方法の改善が必要。
- ・今回の訓練では、高浜町のエリアメールが舞鶴市の対象外住民へ送信され、市へ確認の電話があったことから、エリアメールが対象外住民へ届いた場合の対応が必要。
- ・府の本部会議で使用するTV 会議システムとOFCでのTV 会議システムをそれぞれ切り替えながら各会議を進行していたが、OFCでの会議開始時の参加要請の呼び掛けもなく、予定時間前に第1回の合対協全体会議が開始されたため、会議への参加が遅れた。

【滋賀県】

- ・OFC 以外からテレビ会議で参加する機関に対して、会議資料が展開されていなかったことから、説明内容を十分理解できなかった。テレビ会議時の画像として、資料を映すことにより説明内容が理解しやすいという利点がある一方、出席者を映すことにより会議の状況がつかみやすいとの利点があり、甲乙つけがたい。
- ・原子力事業者からの第一報が一般 NTT 回線であることから、災害時の輻輳や通信規制の不安がある。また、他の FAX 通信による話し中による遅延や、他の FAX 情報に紛れるおそれがある。



1. 2 緊急時モニタリング実施訓練

1. 2. 1 目的

府県現地災害対策本部、府県**災害**対策本部、関係機関等との緊密な連携のもとで緊急時モニタリングセンター及び府県のモニタリング本部を設置し、原子力発電所周辺環境の放射線及び放射性物質に関するモニタリングデータの迅速な収集及び提供を目的に、モニタリング活動の習熟と検証により組織体制の強化を図る。

警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態を経て、放射性物質の放出・拡散に至る過程で、モニタリング本部及び現地モニタリング拠点を設置し、原子力規制庁及び関係府県と連携した緊急時モニタリング体制の実効性を検証するとともに、要員のモニタリング技術の向上を図る。

1. 2. 2 参加機関

福井県、京都府、滋賀県、原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官事務所、海上保安庁第8管区海上保安**本**部、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 2. 3 訓練内容

- (1) 「緊急時モニタリングセンター設置要領」（原子力規制庁監視情報課 平成26年6月12日）発行に基づき緊急時モニタリングセンターを立ち上げ緊急時モニタリングセンターの構成組織である企画調整グループと情報収集管理グループを高浜原子力防災センターに、測定担当分析（福井グループ）を大飯原子力防災センターに、測定担当分析担当（京都グループ）を京都府保健環境研究所に、及び測定担当分析担当（滋賀グループ）を滋賀県庁にそれぞれ設置し、各グループの業務手順の確認を行う。
- (2) 緊急時モニタリング情報共有システム（ラミセス）、環境放射線監視テレメータシステム、統合防災ネットワークシステム、伝送機能付き電子線量計観測局、可搬型モニタリングポスト、モニタリングカー、移動型放射能測定車、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム等各種システムを活用し、操作の習熟を図る。
- (3) 緊急時モニタリングセンター内の各グループ間および関係機関との情報伝達・連携行動訓練を実施
- (4) 福井県、京都府においてモニタリングカーによる緊急時モニタリング等を実施
- (5) 滋賀県では独自に琵琶湖水の採取、分析を実施

1. 2. 4 訓練実施成果

緊急時モニタリングセンター（高浜原子力防災センター）及び各府県の施設において、各グループの業務手順の確認を行うとともに各グループ及び外部関係機関との情報伝達、連携の確認ができた。また、緊急時モニタリングに必要な各種システムや測定機器等の操作の習熟を図れた。

京都府独自の海上モニタリングについては、悪天候のため中止となった。滋賀県独自の琵琶湖水の採取、分析について、**関係機関との情報伝達、連携の確認ができた。**

【良好な事項】

- ・関係機関と情報共有できた。O I L超過した線量に合わせ、モニタリングの具体的な計画を作成するなどの実践的な訓練ができた。
- ・新たに整備した簡易型電子線量計の有効性（**伝送機能の安定性など**）が確認できた。
- ・試料採取の実動を行うことで、現地の雰囲気やサンプリングの注意点を知ることができ、実効性の確認ができた。また、必要な資機材及び測定・報告の内容が確認できた。

【改善すべき事項】

- ・モニタリング候補地点や避難実施単位などの情報が機関ごとに様々な資料に分散し、かつ、地図化されていない情報もあり、情報の整理及びモニタリング実施内容の検討に多大な時間を要したため、3府県全体の地図情報が必要。
- ・情報伝達手段の再検証（メールでの送受信で終了することが多く、電話での説明も必要と感じた）。
- ・EMCが発信する情報をモニタリング拠点へ伝達しようとするとう一旦モニタリング本部を経由するのでどうしても時間がかかるため、モニタリング拠点がEMCから直接情報を受け取れるよう連絡体制を見直すとともに、モニタリング拠点にもモニタリング本部と同じ通信機材（複合ファックス等）を整備する必要がある。
- ・モニタリングカー（現場）が測定した空間線量データは現場要員がモニタリング拠点へ携帯電話で伝達していたが、携帯電話がつかない場合の代替手段として現場でデータを直接入力できるラミセス端末（モバイル端末）を整備する必要がある。
- ・モニタリング業務では測定値の把握、整理、報告が必要だが処理要領が不明確。
- ・放射性物質放出後の試料採取を想定し、タイベックスーツ等防護具・保護具を着用して行う訓練も実施すべき。

1. 3 広報対応訓練

1. 3. 1 目的

○ＦＣにおいて、会見資料の準備、会見実施者への事前説明等の会見実施に至る一連の行動について訓練を行う。

1. 3. 2 参加機関

内閣府、規制庁

1. 3. 3 訓練内容

警戒事態及び施設敷地緊急事態発生に伴い、○ＦＣ広報班の指定された報道官により報道対応（模擬記者会見）を行う。また、全面緊急事態発生後も引き続き、○ＦＣにおいて、報道対応（模擬記者会見）訓練を実施する。

1. 3. 4 訓練実施成果

○ＦＣにおいて、登録記者等の方々の協力を得て、模擬記者会見を複数回実施した。○ＦＣ模擬記者会見では、原子力災害合同対策協議会の資料を配付して説明を行った。

【良好な事項】

- ・高浜町及び舞鶴市から広報班に派遣された職員による適切な対応等により、状況の変化に応じ、タイムリーに発表資料の配付等ができた。

【改善すべき事項】

- ・参加いただいた記者の方からは、期待された質問がなされず、模擬会見自体は比較的短時間で終了した。
- ・プレス用資料として何を情報提供したのかわかる一覧表の作成が必要。
- ・広報班のデスクとプレスセンターが離れているため、内線通話が可能な子機又はトランシーバーなどの整備。

2 関係地方公共団体が主体となる訓練

2. 1 P A Z 及び P A Z に準じた避難を行う地域内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

2. 1. 1 目的

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、福井県高浜町及び京都府舞鶴市の施設敷地緊急事態要避難者について、迅速な情報収集・伝達を行うとともに、避難先の調整、輸送手段の確保等を行い、事態の進展に応じた避難等の訓練を行う。

2. 1. 2 参加機関

福井県、高浜町、美浜町、**福井県警察本部**、**小浜警察署**、陸上自衛隊中部方面総監部、陸上自衛隊第10師団司令部、陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、自衛隊福井地方協力本部、若狭消防組合消防本部、敦賀美方消防組合消防本部、**若狭消防組合高浜消防団**、福井県教育委員会、高浜町教育委員会、地域医療機能推進機構若狭高浜病院、市立敦賀病院、福井県透析施設ネットワーク、(医)明峰会、高浜町社会福祉協議会、**(公社)福井県バス協会**、関西電力(株)

京都府、京都府警察本部、舞鶴市、舞鶴市消防本部

関西広域連合、宝塚市、三田市、丹波市 等

2. 1. 3 訓練内容

施設敷地緊急事態発生の通知を受け、施設敷地緊急事態要避難者は、国、地方公共団体、関係機関との調整により、指定された避難所に避難等を開始する。この際、道路等の被災状況に応じた輸送手段による避難等を行う。また、施設敷地緊急事態発生の通知を受け、施設敷地緊急事態要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、国、地方公共団体、関係機関との調整により、近隣の放射線防護対策施設に避難を実施する。

なお、福井県高浜町の一部の避難行動要支援者は、県境を跨いで兵庫県まで広域避難を実施する。

2. 1. 4 訓練実施成果

(1) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針では、避難等に際しての基本的な考え方として以下を明示した。

<福井県高浜町>

- ・内浦地区、青郷地区、高浜地区の**医療機関の患者**、**社会福祉施設の入所者**、**在宅の避難行動要支援者**については、陸路により美浜町、敦賀市への避難を実施。
- ・施設敷地緊急事態要避難者のうち、要避難者の容体、避難車両、避難先等の避難体制が整うまでは屋内退避を実施し、その後、避難先へ避難を行う。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護対策施設に移動し、屋内退避を実施。

- ・学校・保育所の児童等は、兵庫県丹波市の丹波の森公苑を經由し、兵庫県の避難先（想定）まで避難を実施。
- ・内浦地区では、重篤者の緊急搬送のため、実動部隊によりヘリでの避難を実施。
- ・UPZ住民への屋内退避の準備を要請。

<京都府舞鶴市>

- ・大山地区の在宅の施設敷地緊急事態要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護対策施設に移動し、屋内退避を実施。
- ・UPZ住民への屋内退避の準備を要請。

<滋賀県高島市>

- ・一時滞在者への屋内退避の準備を要請。
以上の施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針を踏まえ、施設敷地緊急事態要避難者の避難等を以下のとおり実施した。

①学校等の施設敷地緊急事態要避難者

<福井県高浜町>

- ・高浜保育所、高浜小学校の児童等は、バスにより兵庫県丹波市の丹波の森公苑への避難を実施した。

②病院の施設敷地緊急事態要避難者

<福井県高浜町>

- ・若狭高浜病院の患者は、救急車両、ストレッチャー車両により、市立敦賀病院へ避難を実施した。さらに、透析患者を想定し、福井県透析施設ネットワークへの通報訓練等も併せて実施した。

③社会福祉施設の施設敷地緊急事態要避難者

<福井県高浜町>

- ・若狭高浜病院附属老健施設の入所者は、ストレッチャー車両、車椅子車両により、敦賀市のリバーサイド気比の杜へ避難を実施した。

④在宅の施設敷地緊急事態要避難者

<福井県高浜町>

- ・内浦地区、青郷地区の在宅の施設敷地緊急事態要避難者は、車椅子車両により美浜町保健福祉センターに避難を実施した。
- ・内浦地区では、重篤者の緊急搬送のため、実動部隊によるヘリでの避難を予定していたが悪天候のため、代替手段である救急車両による避難を実施した。
- ・高浜地区の避難により健康リスクが高まる要避難者は、近隣の放射線防護対策施設である若狭高浜病院に移動し、屋内退避を実施した。

<京都府舞鶴市>

- ・大山地区の在宅の施設敷地緊急事態要避難者は、ストレッチャー車両により近隣の放射線防護対策施設の大浦会館に避難を行った。

【良好な事項】

【福井県】

- ・小学生や園児など要支援者が参加し、災害時の避難の流れを確認することができ、住民に対し意義のある訓練となった。
- ・天候の影響により自衛隊のヘリが出動できなかったが、代替手段（救急車）を速やかに確保し、要支援者の避難を円滑に実施した。

【改善すべき事項】

【福井県】

- ・自衛隊ヘリの駐機場所周辺が悪天候により、出動できなかったため、ヘリの運用方法等について改善が必要である。
- ・一部の社会福祉施設については、町からの情報伝達訓練のみの参加であった。
- ・支援者が要支援者を一時集合場所まで連れて行く訓練も必要である。

2. 2 P A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域内住民の避難等実施訓練

2. 2. 1 目的

原子力緊急事態宣言後、福井県高浜町及び京都府舞鶴市は原子力災害対策本部からの避難指示を受け、一般住民の避難を実施する。また、避難先自治体において、避難所の開設・運営訓練を実施する。

2. 2. 2 参加機関

福井県、高浜町、敦賀市、海上保安庁第八管区海上保安本部、同美保航空基地、敦賀海上保安部、小浜海上保安署、陸上自衛隊中部方面総監部、陸上自衛隊第10師団司令部、陸上自衛隊第1ヘリコプター団、陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、海上自衛隊第23航空隊、航空自衛隊第6航空団、自衛隊福井地方協力本部、福井県警察本部、小浜警察署、若狭消防組合消防本部、若狭消防組合高浜消防団、(公社)福井県バス協会、関西電力㈱

京都府、京都府警察本部、舞鶴警察署、舞鶴市、舞鶴市消防本部、舞鶴市東大浦消防団、舞鶴市西大浦消防団

関西広域連合、兵庫県、兵庫県警察本部、宝塚市、宝塚警察署、宝塚消防本部 等

2. 2. 3 訓練内容

原子力災害対策本部からの指示を受け、福井県高浜町のP A Z及び京都府舞鶴市のP A Zに準じた避難を行う地域の住民に対し、指定された避難所への避難等を行う。この際、道路等の被災状況に応じた輸送手段による避難等を行う。また、福井県高浜町からの一部住民については、県境を跨いで兵庫県宝塚市までの広域避難を実施する。

2. 2. 4 訓練実施成果

(1) 全面緊急事態

施設敷地緊急事態要避難者の避難が実施される中、内閣府大臣政務官(原子力防災)がO F Cに到着後、第1回原子力災害合同対策協議会において、最新のプラント状況を共有するとともに、全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った。また、同実施方針では、避難及び屋内退避の対象となる住民のほか、避難等の際における基本的な考え方として以下を明示した。

<福井県高浜町>

- ・青郷地区、高浜地区の一部の住民は、兵庫県丹波市の丹波の森公苑を經由し、兵庫県宝塚市役所への避難を実施。
- ・内浦地区の一部の住民は、敦賀市の松陵中学校への避難を実施。
- ・地震により、一部の道路が不通となったことから、内浦地区、高浜地区の一部の住民避難を実動部隊によるヘリ(大型ヘリを含む)、船舶、高機動車での避難を実施。
- ・避難にあたっては、安定ヨウ素剤の服用を実施。

<京都府舞鶴市>

- ・地震により、成生地区周辺の道路が不通となり、成生地区が孤立したことから、住民避難を船舶により実施することを確認。
- ・避難にあたっては、安定ヨウ素剤の服用を実施。

<UPZ>

- ・UPZについては、屋内退避を実施。

以上の全面緊急事態における防護措置の実施方針を踏まえ、全面緊急事態の避難を以下のように実施した。

①陸路による避難

<福井県高浜町>

- ・青郷地区、高浜地区の一部の住民は、各地区の一時集合場所からバスにより、または、自宅から自家用車にて、経由地である兵庫県丹波市の丹波の森公苑を経て、兵庫県宝塚市役所への避難を実施した。なお、自家用車にて避難する住民は、**丹波の森公苑**にてバスに乗換を実施した。また、一部の内浦地区の一部の住民は、自宅から自家用車にて、敦賀市の松陵中学校への避難を実施した。
- ・内浦地区の一部の住民は、**実動部隊の高機動車により、経由地である高浜町のエルどらんどを経て、敦賀市の松陵中学校への避難を実施した。**
- ・高浜地区の一部の住民は、道路上に障害物が発生し孤立している状況であることから、実動部隊による**大型**ヘリでの避難を予定していたが、悪天候のため中止となった。そのため、実動部隊が重機で道路上の障害物を除去したとの想定の下、代替手段であるバスにより、経由地である兵庫県丹波市の丹波の森公苑を経て、兵庫県宝塚市役所への避難を実施した。
- ・内浦地区の一部の住民は、道路上に障害物が発生し孤立している状況であることから、実動部隊による船舶での避難を予定していたが、悪天候のため中止となった。そのため、実動部隊が重機で道路上の障害物を除去した後に、代替手段であるバスにより敦賀市の松陵中学校への避難を実施した。
- ・避難先自治体においては、**各避難所において避難住民の誘導、住民受付、健康チェック、物資配布等の避難者受入を実施した。**

<京都府舞鶴市>

- ・成生地区の住民は、土砂崩れにより道路が不通となり孤立している状況であることから、関西電力のチャーター船による船舶での避難を予定していたが、悪天候のため中止となった。そのため、陸路による避難を実施するために、実動部隊への道路啓開の要請を行った。

②ヘリによる避難

<福井県高浜町>

- ・内浦地区の一部の住民は、道路上に障害物が発生し孤立している状況であることから、実動部隊のヘリにより、高浜町の若狭和田マリーナへ搬送。その後、バスにより敦賀市の松陵中学校への避難を実施した。

③その他

<福井県高浜町>

- ・主要地方道舞鶴野原港高浜線（高浜町宮尾地係）において、崖崩れ等により道路上に障害物が発生し、一般車両の通行が困難であることから、自衛隊の資機材（油圧ショ

ベル等)による道路啓開(障害物排除)を実施した。

【良好な事項】

【福井県】

- ・避難受入先(敦賀市松陵中学校、兵庫県宝塚市役所)では、避難住民の誘導、住民受付、健康チェック、物資配布等、支障なく実施できた。

【内閣府】

- ・県を跨ぐ広域避難訓練を通して、避難元自治体首長と避難先自治体首長との面談をはじめ、関係県、関係市町の担当者間の顔の見える関係の第一歩となった。
- ・宝塚市役所での住民に対する説明などにより、住民の県外広域避難に対する理解を深めることができた。
- ・兵庫県丹波市の丹波の森公苑を自家用車からバスへの乗り換えを行う避難中継所として活用し、その有効性を確認することができた。
- ・避難ルート、避難先までの所要時間、避難先での受入手順を確認することができた。

【改善すべき事項】

【福井県】

- ・自衛隊ヘリの駐機場所周辺が悪天候により、出動できなかったため、ヘリの運用方法等について改善が必要である。
- ・住民の参加規模の拡大が必要である。
- ・実際の災害時には、より多くの車両が避難対象となるため、渋滞が懸念される。
- ・今回の訓練は昼間実施したが、実際の災害時には夜間の避難対応も必要となる。

【京都府】

- ・悪天候により船舶避難が実施できなかったことから、複数の避難方法や避難経路の設定が必要。
- ・避難所に対応できる職員は不足することが考えられるので、避難所の運営は住民自ら行うと言う共助の取組を推進すべき。

2. 3 U P Z内住民の屋内退避実施訓練

2. 3. 1 目的

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z内の住民の屋内退避や各機関の情報伝達等の訓練を行う。

2. 3. 2 参加機関

福井県、高浜町、**おおい町**、小浜市、若狭町

京都府、京都府警察本部、南丹警察署、綾部警察署、福知山警察署、舞鶴警察署、宮津警察署、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町、舞鶴市消防本部、舞鶴市東大浦消防団、舞鶴市西大浦消防団、(医) 医誠会、(社福) まいづる福祉会、(社福) 長雲福祉会
平保育園

2. 3. 3 訓練内容

原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、屋内退避を実施する。

2. 3. 4 訓練実施成果

- U P Z内の市町を対象として、**自宅、福祉施設、病院、放射線防護施設における**屋内退避訓練を実施した。
- **熊本地震を踏まえ、家屋倒壊により屋内退避できない住民が、近隣の指定避難所へ退避する訓練を実施した。**

【良好な事項】

【福井県】

- 屋内退避について、参加した住民に理解を深めてもらった。
- **訓練の中で実際に非常時持出品の準備をしたことで、準備品の確認ができた。**
- 熊本地震を踏まえ、家屋倒壊により屋内退避できない住民が指定避難所へ退避する訓練を実施したことで、**複合災害時の対応手順を確認**ができた。

【改善すべき事項】

【福井県】

- 家屋倒壊により屋内退避できない住民等に対し、指定避難所での屋内退避・避難を指示する範囲やタイミングなど、**屋内退避のあり方について**あらかじめ定めておくことが必要。

2. 4 U P Z内一部住民等の一時移転実施訓練

2. 4. 1 目的

○ I L 2 事態発生を想定し、屋内退避中の住民のU P Z外への一時移転訓練を実施するとともに、一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布訓練を行う。この際、避難退域時検査場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染を行う。また、避難先自治体において避難所の開設・運営訓練を実施する。

2. 4. 2 参加機関

福井県、高浜町、**おおい町**、小浜市、若狭町、**敦賀市**、**美浜町**、**越前市**、**鯖江市**、**越前町**、海上保安庁第八管区海上保安本部、同美保航空基地、敦賀海上保安部、小浜海上保安署、陸上自衛隊中部方面総監部、陸上自衛隊第10師団司令部、陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、海上自衛隊第23航空隊、航空自衛隊第6航空団、自衛隊福井地方協力本部、福井県警察本部、敦賀警察署、小浜警察署、若狭消防組合消防本部、**敦賀美方消防組合**、若狭消防組合高浜消防団、若狭消防組合おおい消防団、若狭消防組合上中消防団、**(一社) 福井県医師会**、**日本赤十字社福井県支部**、**(公社) 福井県診療放射線技師会**、**(一社) 福井県薬剤師会**、**福井県立病院**、**福井赤十字病院**、**国立病院機構敦賀医療センター**、**杉田玄白記念公立小浜病院**、**公立丹南病院**、**越前町国民健康保険織田病院**、**レイクヒルズ美方病院**、**広島大学**、**(福) 友愛会**、**(福) 松寿会**、**(福) 敬仁会**、**(福) ふくい福祉事業団**、**(福) 光道園**、**おおい町社会福祉協議会**、**若狭町社会福祉協議会**、**特別養護老人ホーム長寿苑**、**(公社) 福井県バス協会**、**西日本高速道路(株)関西支社**、**関西電力(株)**

京都府、京都府警察**本部**、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町、八幡市、福知山警察署、綾部警察署、宮津警察署、南丹警察署、陸上自衛隊第7普通科連隊、第3特殊武器防護隊、南丹保健所、中丹東保健所、中丹西保健所、丹後保健所、市立福知山市民病院、綾部市立病院、日本赤十字社京都府支部、舞鶴赤十字病院、**(公社) 京都府放射線技師会**、**(一社) 京都府薬剤師会**、**(一社) 与謝医師会**、**(医) 医誠会**、**丹後薬剤師会**、**(社福) まいづる福祉会**、**(社福) 長雲福祉会平保育園**、**舞鶴市消防本部**、**舞鶴市東大浦消防団**、**舞鶴市西大浦消防団**、**宮津与謝消防組合**、**宮津市消防団**、**関西電力(株)**

関西広域連合、**兵庫県**、**兵庫県警**、**宝塚市**、**三田市**、**三田警察署**、**三田市消防本部** 等

2. 4. 3 訓練内容

(1) U P Z内一部住民等の一時移転

原子力災害対策本部からの一時移転の指示を受け、福井県、京都府内の関係市町のうち、対象区域に該当する屋内退避中の住民は、一時移転等の実施方針に基づき、**自家用車または手配されたバス等**を利用して指定された避難先に向けて一時移転を実施する。また、**避難経路近傍上**において一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。**なお、京都府においては、京都府災害時要配慮者避難支援センターを設置し、原子力災害時に支援を要する要配慮者の情報収集や避難先の調整を行い、東舞鶴医誠会病院の入院患者を病院車両で避難退域時検査場所まで搬送を実施する。**

(2) 避難退域時検査及び簡易除染

避難経路近傍上に設置した避難退域時検査場所及び簡易除染所において、避難退域時検査を行い、状況に応じ簡易除染を実施する。

(3) 避難所の開設・運営

避難先自治体において避難所の開設や運営を実施し、広域避難に係る円滑な受入を実施する。

2. 4. 4 訓練実施成果

(1) O I L 2による一時移転

全面緊急事態後の放射性物質の放出を受け、沈着後の緊急時モニタリング結果を踏まえ、第2回原子力災害合同対策協議会において、一時移転（O I L 2）における実施方針案を検討し、決定した。同実施方針では、一時移転の対象となる地区のほか、一時移転に際しての基本的な考え方として以下を明示した。

<福井県関係市町>

- ・対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。
- ・一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ・高浜町和田地区、おおい町本郷地区、佐分利地区の住民は、京都府綾部市の綾部P A（あやべ球場）にて避難退域時検査を受け、兵庫県丹波市の丹波の森公苑を經由し、三田市消防本部への避難を実施。
- ・小浜市の小浜病院では、重篤患者の緊急搬送のため、実動部隊によりヘリでの避難を実施。
- ・小浜市内の一部道路が通行不能となったことから、船舶により住民避難を実施。
- ・対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

<京都府関係市町>

- ・対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。
- ・避難先は京都府内。
- ・一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ・避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については屋内退避を行い、容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ一時移転を行う。
- ・対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

以上の一時移転（O I L 2）における避難の実施方針を踏まえ、避難を以下のように実施した。

<福井県関係市町>

① 学校等の避難行動要支援者

- ・小浜市西津小学校、雲浜小学校、小浜小学校、若狭町三宅保育所においては、児童等を保護者へ引渡しを実施するとともに、引渡しできなかった児童等は、職員等がバス又は自家用車に同乗し、避難先である今立体育センター（越前市）、越前体育館（越前町）に避難した。なお、避難に際しては、県若狭合同庁舎（小浜市）、若狭町役場上中庁舎（若狭町）で安定ヨウ素剤の配布を受け、美浜町役場に設置した避難退域時検査場所で所定の検査等を実施した。

② 病院の避難行動要支援者

- ・公立小浜病院（小浜市）の入院患者については、ストレッチャー車両により福井県立病院（福井市）に避難した。入院患者のうち重篤患者については、緊急搬送を実施するため実動部隊によりヘリによる避難を予定していたが、悪天候のため代替手段である救急車両により、福井県立病院に避難した。なお、避難に際しては、県若狭合同庁舎（小浜市）で安定ヨウ素剤の配布を受け、美浜町役場に設置した避難退域時検査場所で所定の検査等を実施した。

③ 社会福祉施設の避難行動要支援者

- ・楊梅苑（おおい町）、やすらぎの郷（小浜市）及び松寿苑（若狭町）の入所者は、車椅子車両及びストレッチャー車両にて避難所である萩の苑（敦賀市）、若越みどりの村（越前市）及び第三光が丘ハウス（越前町）に避難した。なお、避難に際しては、きのこの森ふるさと交流センター（おおい町）、県若狭合同庁舎（小浜市）及び若狭町役場上中庁舎（若狭町）で安定ヨウ素剤の配布を受け、美浜町役場に設置した避難退域時検査場所で所定の検査等を実施した。

④ 住民

- ・高浜町及びおおい町の対象地区の一部住民は、自家用車、またはバスにより、避難を実施した。なお、高浜町の一部住民は経由地である兵庫県丹波市の丹波の森公苑を経て、兵庫県三田市消防本部へ避難し、おおい町の一部住民は、丹波の森公苑までの避難を実施した。また、避難に際しては、高浜町保健福祉センター（高浜町）、ふるさと交流センター（おおい町）で安定ヨウ素剤の配布を受け、京都府の綾部 PA（あやべ球場）に設置した避難退域時検査場所で所定の検査等を実施した。
- ・おおい町、小浜市及び若狭町の対象地区の一部住民は、自家用車、またはバスにより、避難所である東浦小中学校（敦賀市）、今立体育センター（越前市）、吉川小学校（鯖江市）及び越前体育館（越前町）に避難した。なお、避難に際しては、里山文化交流センター（おおい町）、小浜港（小浜市）、県若狭合同庁舎（小浜市）及び若狭町役場上中庁舎（若狭町）にて安定ヨウ素剤の配布を受け、美浜町役場に設置した避難退域時検査場所で所定の検査等を実施した。
- ・小浜市の対象地区の一部住民は、道路上に障害物が発生し、避難経路が通行不能となったことから、実動部隊による船舶での避難を予定していたが、悪天候のため中止となった。そのため、新たに避難経路を設定し、その避難経路について、福井県警察本部による交通整理・誘導（湯岡橋東詰交差点）を実施し、代替手段であるバスにより、避難先である今立体育センター（越前市）に避難した。なお、避難に際しては、小浜港（小浜市）にて安定ヨウ素剤の配布を受け、美浜町役場に設置した避難退域時検査場所で所定の検査等を実施した。
- ・避難先自治体においては、各避難所において避難住民の誘導、住民受付、避難退域時検査受検の有無の確認、健康チェック、物資配布等の避難者受入を実施した。
- ・避難先である今立体育センター（越前市）においては、越前市の備蓄物資が不足し、県への物資支援要請があったとの想定で、災害時応援協定に基づき、福井県トラック協会の協力を得て、毛布等の生活物資の搬送を実施した。

< 京都府関係市町 >

① 保育園等及び社会福祉施設の避難行動要支援者

- ・舞鶴市平保育園の園児及び同市まいづる作業所の通所者は、徒歩及び車両にて大浦小学

校へ移動し、安定ヨウ素剤の配布を受けた。

② 病院の避難行動要支援者

- ・舞鶴市東舞鶴医誠会病院の入院患者は、院内にて安定ヨウ素剤の配布を受けた後、病院車両にて、丹波自然運動公園に設置した避難退域時検査所で所定の検査等を実施した。

③ 住民

- ・舞鶴市、綾部市、宮津市、福知山市及び京丹波町の一時移転対象地区の住民は、一時集合場所に指定されているそれぞれの場所に集合し、バスにより、避難を実施した。なお、宮津市の住民は、避難先である八幡市民体育館（八幡市）へ避難を実施した。また、避難に際しては、大浦小学校（舞鶴市）、上林いきいきセンター（綾部市）、旧上宮津小学校（宮津市）、有路下体育館（福知山市）及び和知支所（京丹波町）にて安定ヨウ素剤の配布を受け、京丹波町の丹波自然運動公園に設置した避難退域時検査所で所定の検査等を実施した。

<広域避難訓練>

【良好な事項】

【福井県】

- ・小学生や園児など要支援者が参加し、実際の避難所まで避難するなど住民に対し意義のある訓練となった。
- ・避難受入について避難元市町と避難先市町とが連携してスムーズに対応できた。
- ・児童の引渡し方法を実際に確認することができた。
- ・初めて県外や嶺北市町への避難を実施できた。
- ・県境を越えた避難先である三田市では、避難者の大半が予め避難先での一連の受入れの動きを理解していたので、大きな混乱はなかった。

<改善すべき事項>

【京都府】

- ・実際の避難先を確認することができた。

【改善すべき事項】

【福井県】

- ・住民の参加規模の拡大が必要である。
- ・バス避難時に、運転手が道を間違えたなど、運転手への避難経路等の情報伝達・共有が不十分であった。特に、県外については、道順や施設の入り口等がわかりにくかった。
- ・円滑な避難所運営に向け、職員の役割が一目でわかるようゼッケン等による役割表示が必要である。
- ・要支援者の受入施設における健康チェック等のタイミングの検討が必要である。
(※避難先到着後すぐの血圧測定(健康チェック)では、正確な計測ができない為)
- ・観光客等の一時滞在者に対する情報伝達訓練が必要。
- ・継続的にして県境を跨ぐ広域避難を実施し、避難者の実施すべき一連の行動への認識を深

めていくことが必要。

【京都府】

- ・有事の際の避難時集結場所での市町職員の確保。
- ・避難住民の把握方法（該当地区毎の住民全体の名簿作成等）。
- ・高齢者などの安全な避難実施のためにも、避難時集結場所におけるスロープ等の整備。
- ・有事の際は、多くの避難バス等が避難所へ集中することが想定されるため、事前に渋滞対策を検討することが必要。
- ・避難元・避難受入先の情報伝達訓練の実施。

<安定ヨウ素剤配布訓練>

【良好な事項】

【福井県】

- ・おおい町のきのこの森ふるさと交流センターでは、看板、口頭で誘導し、質問等も受け付けており、時間もかからず円滑に実施された。
- ・高浜町の保健福祉センターでの安定ヨウ素剤の配布は、建物内やバス内での配布など、住民が屋外へ出ることなく円滑に実施された。
- ・若狭合同庁舎においては多くの住民に対し緊急配布を行ったが、混乱なく迅速に実施できた。
- ・迅速に安定ヨウ素剤の配布を終え、避難させるという第一の目的は達成できた。
- ・小浜市の若狭合同庁舎で実施した安定ヨウ素剤の緊急配布は、バスは1台あたり5、6分で完了できた。

【京都府】

- ・安定ヨウ素剤配布について、一連の流れが確認できた。
- ・安定ヨウ素剤配布場所での人員体制の確保。

【改善すべき事項】

【福井県】

- ・バス内での住民からの質問に対応するため、職員の習熟度をあげる必要がある。
- ・配布・服用などの指示系統が、OFCから現場にどのように連絡されるのかを明確にしておくことが必要。
- ・消防・警察職員、消防団員、バス運転手など防災関係者が、災害時により円滑に安定ヨウ素剤を携行できる体制を整備する必要がある。
- ・住民に対して、日ごろから安定ヨウ素剤の効用や配布場所等についての説明を徹底する必要がある。
- ・実際の災害時はもっと混乱するため、配布する場所を多くして、周知を徹底すべき。

【京都府】

- ・〇〇〇

【改善すべき事項】

【福井県】

- ・バス内での住民からの質問に対応するため、職員の習熟度をあげる必要がある。
- ・配布・服用などの指示系統が、OFC から現場にどのように連絡されるのかを明確にしておくことが必要。

<避難退域時検査・簡易除染>

【良好な事項】

【福井県】

- ・情報のとりまとめが良くできており、時間的にも問題なく、渋滞も発生せず実施された。また、検査員が住民に対し、検査前に検査の説明を行っており、住民も安心して検査を受けていた。
- ・あやべ球場では初めて県外をスクリーニング会場とする訓練を実施したが、関係機関と連携し円滑に検査を行うことができた。
- ・あやべ球場では自衛隊によって流水による車両除染を実施したが、排水については漏らさずにプールに溜めて排水ポンプで吸い上げ、容器に格納することができた。

【京都府】

- ・関係団体との連携、手順等を確認することができた。
- ・夏季における訓練のため、検査員等がクールベストを着用する等の暑さ対策を実施。季節に応じた対策の必要性を確認。

【改善すべき事項】

【福井県】

- ・綾部PAの開口部の幅が狭いため、車両の動線が一部重なり一方通行とならない箇所があった。
- ・住民検査の人の流れが滞っていた。誘導のための矢印を表示するなど分かりやすくする必要はある。
- ・靴底が汚染した場合の対応を確認する訓練の実施を検討する必要がある。
- ・事態発生 of 通報を受け、検査会場を設営するまでの一連の手順を確認する訓練についても検討する必要がある。

【京都府】

- ・避難退域時検査場所が丹波自然運動公園 1カ所であったことから、避難バス車両が一時

的に集中し、車両除染や避難者の除染等に時間を要した。検査会場のスペース確保や避難車両の受入体制強化、必要な資機材の確保等を検証することが必要。

- ・公園内から検査場所までの誘導員を複数配置し、トランシーバーで情報共有をし、バス誘導・検査会場内の状況、検査終了者の退場誘導等を行ったが、全体統制者が突発事項に対応する間、空白の時間帯が発生していた。
- ・避難車両が順次丹波自然運動公園内の検査会場前に到着したが、検査会場が混み合い、後半到着車両が住民を乗車させたまま一時待機となった。最終到着車両では、約30分のバス車内での待機となった。
- ・今回の検査場所は、長方形室内で、個人体表面汚染モニター2列、簡易除染、詳細検査、確認検査、流水除染のラインのレイアウトとしたが、避難バスが集中した際、検査職員と住民で会場が一杯となった。
- ・今回は、真夏での訓練であり、熱中症対策として、冷房のある宿泊棟を検査会場としたが、進入路の舗装が薄く、大型バス車両の進入ができなかった。
- ・また、高齢者が比較的多いこともあり、検査会場前での乗降としたが進入路での離合ができないことから、車両誘導が複雑となった。出入口が共通となったことによる交通整理が必要となった。
- ・住民の乗降場所が同一場所としたことから、汚染検査前後の住民が混在してしまう場面があった。
- ・車両除染に関しては、今回、ビニールシートを敷設せず、側溝による回収として除染を実施したことから、次回はビニールシートを敷設するなどの対応が必要。
- ・検査会場内では救護所を設けていたが、急病人が出た際の担架等の準備はしていなかった。
- ・流水除染が1セットだけであり、男女別、特に女性への配慮ができていなかった。
- ・検査済証明書の発行で、今回かなり簡略化したが、それでも証明書関係で停滞気味となった。

2. 5 交通規制・警戒警備訓練

2. 5. 1 目的

警察等による交通規制等の訓練を行う。

2. 5. 2 参加機関

福井県、中部管区警察局福井県情報通信部、福井県警察本部、小浜警察署、敦賀警察署、京都府、京都府警察本部、舞鶴警察署、綾部警察署、宮津警察署、南丹警察署、滋賀県、滋賀県警察本部、兵庫県、兵庫県警察本部、宝塚警察署、三田警察署、丹波警察署

2. 5. 3 訓練内容

(1) 交通規制訓練

- ・避難指示対象区域への立入禁止措置の一環として国道などの交通規制を実施する。
- ・交通規制実施路線への要員の配置・安全対策を実施する。

(2) 避難指示区域を中心とした警戒警備訓練

- ・陸上…避難指示区域を中心として、警戒警備活動や広報活動を行う。
- ・海上…防護対策区域の海上から船舶による警戒警備活動や広報活動を行う。

(3) 住民避難におけるバス梯隊の先導

- ・バス梯隊を避難先施設まで先導する。

2. 5. 4 訓練実施成果

(1) 交通規制訓練

住民の車両による避難を円滑に行うため、各府県の警察による主要交差点等における交通整理・誘導を実施する。さらに、道路情報板等を活用した広報等の交通対策を行った。

(2) 避難指示区域を中心とした警戒警備訓練

設定した警戒区域に応急対策に従事する者以外の立入を制限するための交通規制を実施した。

(3) 住民避難におけるバス梯隊の先導

各一時集結所からバス梯隊を避難先施設まで先導する。

【良好な事項】

- ・避難中の事故や渋滞等のトラブルなく、円滑な避難誘導を実施することができた。

【改善すべき事項】

- ・実際の災害時には、より多くの車両が避難対象となるため、渋滞が懸念される。